

研究領域 (IV) 危機管理

第9分科会 学校安全

研究課題 命を守る防災教育・安全教育の推進 視点

① 自ら考え、判断し、行動できる子どもを育む防災教育・安全教育の推進

提案者 加須市立加須南小学校長 鵜飼 道 男

1 はじめに

学校保健安全法第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)にもあるように、学校は子どもたちにとって安心して生活を送ることのできる安全な場所であってはならない。そのために、学校においては様々な安全対策が講じられているが、子どもたちの身の回りでは、学校への不審者侵入、登下校時における不審者遭遇や交通事故、地震や台風・大雨といった自然災害の発生、休憩時間中や課外活動などにおいて発生する怪我など、多岐にわたって事件や事故による災害は繰り返し発生している。

そこで、このような子どもたちの安全を脅かす事件・事故災害に対して、教職員や保護者・地域が「子どもたちを取り巻く安全・安心な環境を確保する」とともに、子どもたち自身が「自他の危険予測・危険回避の能力を身に付ける」ことができるようにするなど、学校安全の果たす役割の重要性は、ますます高まってきている。

2 本校の概要

本校は、旧加須市(現在は1市3町が合併した加須市)の南部に位置し、創立21年目の比較的新しい学校である。学校の外に目をやると、学校敷地と外部を隔てる塀やフェンスが無く、低い植え込みが学校敷地と外部とを隔てている。もちろん、校門も無い。校内に入ると、「児童の発達段階に応じて教室の大きさや色、机の面の大きさが異なる」「ピロティ、ラウンジ、テラス、ホール、ガラスのトンネルなど夢のある空間が各所に設けられている」等、特徴的な校舎である。

学区は比較的狭く、静かな住宅地である。核家族の家庭がほとんどであるが、地域の方々と学校の連携は深く、学校応援団の活動が活発である。学校応援団のリーダーである「ふれあい推進長」さんが学校に常駐している。しかし、年々児童数が減少し、開校当時と比較すると児童数は半分以上となり、現在児童数213名、通常学級7、特別支援学級1の小規模校である。

3 本校の取組

「自ら考え、判断し、行動できる子どもを育む」ためには、計画的に安全・防災に関する知識と技能を習得させることが必要である。そこで、全教職員で安全・防災教育に対する目的を共通理解し、実践を進めている。

(1) 全体計画と年間指導計画の作成と見直し

児童や地域の実態、学習指導要領に合わせて、安全教育全体計画と安全教育年間指導計画を定期的に、見直し、変更を加えている。見直す際には、安全主任と管理職で実態に即したものとなるように心がけている。

(2) 危機管理マニュアルの作成と見直し

危機管理マニュアルは、もしもの際の行動指針である。従って変わらぬ部分が多いが、常に見直しを図って実態に即したものにしていかなければならない。また、見直しを図ったら、全教職員が共通理解することが大切である。職員会議等で徹底するようにしている。

(3) 緊急メール配信の活用

本校では保護者への一斉メール配信を、子どもたちが安全な生活を送るための一助としている。そのために、年度はじめに全保護者に学校からのメール配信の受信を確実なものとしてもらっている。しかし、保護者が外国人であったりする場合に、日本語によるメールが理解できない場合がある。そこで、メールの受信手続きをしてもらう際に、一人一人の児童の家庭状況を把握し、確実に保護者に連絡が速やかにとれる方法についても把握しておく必要がある。

(4) 通学班による安全な登下校

年度はじめにPTA役員(保体安全委員会)の協力を得て、通学班を編制している。

登校は毎朝、通学班で登校している。班長となった児童(班の中で最高学年)は低学年の歩く速さに配慮するとともに、道路を横断する際の安全確保などが適切にできるように、通学班長を指導する会を計画的に実施している。



また、全校一斉下校の時も学年ごとの下校時も、必ず「交通安全スローガン」と「不審者対策スローガン」を全員で大きな声で復唱して、安全な通学を常に心がけるように指導している。

(5) 安心安全応援団の方による安全指導

本校では登下校を見守ってくれる学校応援団の方々がいる。交差点で黄色いユニフォームを着用し、黄色い旗を持って、子どもたちが道路を渡る際の安全確認をしてくださっている。



(6) 避難訓練

① 避難訓練の実施時期と目的

本校では避難訓練を以下のように年間5回実施している。

時期	目 的
4 月	避難時の基本行動
5 月	不審者対応
6 月	災害時の保護者への引き渡し
9 月	大地震を想定
11 月	火災を想定

② 学校での不審者対応訓練

加須警察署の協力を得て、校内に不審者が入ってきたという想定で避難訓練を行っている。本校は前述のようにフェンスも校門も無いの



で、外部からの学校への侵入は容易である。だからこそ、不審者が校内に入ってきた際の対応について訓練しておくことは大切である。不審者が侵入するのは、授業中とは限らない。不審者が侵入したことを知らせる緊急放送による初期行動を全校児童ができるようにしておくことが大切である。

③ 登下校時の不審者対応訓練

本市では子どもたちが不審者に追いかけられたり、天候の急変時などの避難場所になっていたりする「子ども 110 番の家」をお願いして、看板を設置している。



この訓練では、登下校時に不審者に遭遇した場合に、「子ども 110 番の家」に避難するという訓練である。

事前に子どもたちには通学路隣接の「子ども 110 番の家」の場所を確認させるとともに、町内会長さんの協力を得ながら、「子ども 110 番の家」の方に訓練の目的や日時を連絡しておく。地域の方々の協力を得て（巻き込んで）、安心・安全な登下校ができるようにしている。

④ 保護者への引き渡し訓練

警戒宣言発令が出されるような大災害が発生した場合に、学校職員から保護者に確実に子どもたちの引き渡しができるように訓練を行っている。



年度はじめに「引き渡しカード」を作成しそのカードに名前の記入された方（複数記入のうちの一人）に確実に引き渡しができるように、事前に保護者に訓練の手順等をわかりやすく伝えるようにしている。

⑤ 火災を想定した避難訓練

火災発生を想定した訓練を行う際に、子どもたちに火災発生場所に応じて、避難経路が異なることを事前指導の中で理解させるとともに、「お・か・し・も・ち」を徹底するようにしている。



また、本校には車いすによる生活を余儀なくしている児童もいるので、担任や介助員には肢体不自由児童の様々な場面での安全な避難方法について、シミュレーションをしておくように指示している。

(7) 交通安全教育

子どもたちは家に帰ってから、遊びに行く際に自転車で移動することが多い。自転車に乗る際は、安全のために徒歩以上に気をつけなくてはならない。そこで、本校では「自転車運転免許教室」を加須警察署、加須市役所市民安全課、加須市交通安全指導員、加須市交通安全母の会の方々にご協力をいただ



いて実施している。自転車だけでなく、徒歩の際も、自分の目で安全を確認し、自分の判断で道路を渡ることの大切さを学んだ。また、自転車に乗る際は、「ブタベルサハラ」の合い言葉にそって自転車点検を行うことの大切さや、安全な乗り方をしないと、自転車も交通事故の加害者になること、加害者になった場合に多額の弁償費用がかかることなど、安全に自転車に乗ることの意識を高めることができた。

4 おわりに

子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるようにするためには、教職員による定期的な安全点検によって、学校内の施設・設備の安全を維持することが大切である。しかし、それ以上に大切なことは、子どもたち自身が危険を予測する能力及び危険を回避する能力を向上させることである。そのためには、学校外での防災も不可欠である。本校は、地域の防災訓練に児童の参加を促すなどしている。これからも、地域と密着した教育によって、子どもたちの安全・防災を進めていきたい。



研究領域 (IV) 危機管理

第9分科会 学校安全

研究課題 命を守る防災教育・安全教育の推進

視点

② 家庭・地域・関係機関との連携を図った意図的・計画的な防災教育・安全教育の推進

提案者 さいたま市立神田小学校長 内 野 多美子

1 はじめに

学校における危機管理は、地震や津波、台風、竜巻などの自然災害、火災や原子力災害だけでなく、交通事故、活動中の不慮の事故、不審者の侵入等、多岐にわたる。なかでも、近年、日本各地で発生している地震、台風、豪雨災害等について、また、交通安全を含めた防犯対策について、学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、どのように対応して児童の生命を守るか、大変重要な問題であり喫緊の課題でもある。

2 本校の概要

今年度創立41年目を迎えた本校は、さいたま市西部の桜区にあり、田畑が点在する緑豊かで閑静な住宅地の中にある。児童数は、448名、特別支援学級を含め15学級であり、近隣には小学校2校、中学校2校、高等学校、埼玉大学もあり、交流を深めている。また、本校から約500メートルのところに鴨川、約3キロメートルのところに荒川が流れ、学校の裏手には鴨川から引かれた用水路がある。

保護者・地域は、学校教育に理解と協力があり、スクール・サポート・ネットワークの登録者は約100名で、登下校の見守り、子ども



110番の家への登録、チャレンジスクールの運営等を行っている。

3 研究のねらい

平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた影響は大きく、改めて学校防災のあり方を考え直す機会となった。災害が発生した場合、学校は、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、避難所としての役割を果たしつつ、児童の生命の安全を守ることに最善を尽くさなければならない。また、交通安全を含めた防犯対策についても、事前の危機管理を充実させ、児童の生命を守らなければならない。

そこで、本研究では、現在本校で実施している防災

教育・安全教育に関し、いかに家庭・地域・関係機関と連携して、意図的、計画的に進めるかについて、視点をおく。

4 研究の概要

(1) 学校防災計画の作成と不断の見直し

年度末、年度当初に学校防災計画及び災害発生時における対応マニュアル、安全教育計画を見直して、全教職員で共通理解する。その際には、教職員の役割を明確に示すとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携についても明らかにする。

(2) 家庭・地域・関係機関との連携を図った防災教育の具体的取組

① 大規模災害避難訓練の実施（家庭及び中学校との連携）

さいたま市内のどこか一箇所でも震度5弱以上の地震の際、児童の保護者への引き渡しを実施する。これを想定し、本校では、関係中学校と連携し、中学生に兄、姉がいる家庭については、中学生が小学校へ一時避難した上で、保護者へ児童生徒を引き渡す大規模災害避難訓練を行っている。昨年度までは、小・中学生が小学校校庭に避難したことを確認の上、校庭で保護者へ児童生徒の引き渡しを行っていた。そこで、本年度は、災害発生時、荒天である場合を想定した引渡訓練計画を作成し実施することとした。

実施にあたっては、災害時雨天等の場合の保護者の動線、中学生の待機場所、兄弟姉妹が複数いる場合の児童生徒の引き渡し場所などを、細部まで検討した。関係中学校との連絡・調整については、主に安全主任、小中連携コーディネーターが行い、訓練直前の緊急な連絡については管理職同士が行った。保護者への連絡については、学校安全・安心メ



ールを活用し、小学校が中心となり行った。

実際に訓練を実施してみると、大きな混乱もなく整然と保護者や中学生、小学生のそれぞれが「自助」「共助」の行動をすることができた。

② 地震、火災発生時等の避難訓練の実施（関係機関・自治会との連携）

本校では、1学期は地震を想定した避難訓練、2学期は地震、火災を想定した避難訓練、3学期は竜巻を想定した避難訓練（本校は平成26年度に竜巻により物置の屋根が飛ばされるという被害を受けた。）を実施している。2学期に行われる避難訓練では、消防署の指導を仰ぎながら実施し、火災発生時の消火器使用訓練、煙体験を実施している。しかし、これらの避難訓練は主として児童が在校時を想定して行われており、地域住民が学校でどのような避難訓練が行われているか知らない場合が多い。

そこで、本年度は保護者や自治会を中心とした地域の方に避難訓練の参観を呼びかけ実施することとした。1学期の避難訓練を参観した自治会の方は、児童の速やかな避難行動を目の当りにし、自治会で行う避難訓練等の啓発に役立てるとのことであった。

③ 避難所運営訓練の実施（教職員の参加）

災害発生時の避難所開設にあたって、毎年、自治会が中心となった自主防災組織による避難所運営訓練が行われている。また、本校は、大規模水害における避難所として校舎3階以上が指定されているため、要配慮者が校舎3階以上へ避難する手順等について確認し、実際に訓練を行っている。

学校においては、昨年度まで施設管理者として管理職が避難所運営訓練に参加してきた。しかし、休日・夜間に災害が発生した時には、学校にいち早く到着するのが管理職であるとは限らない。そこで、教職員の中から学校へ早く到着できると予想される3名を

「連絡調整者」とし、今年度から避難所運営訓練に参加することとした。



(2) 家庭・地域・関係機関との連携を図った安全教育の具体的取組

① 救急救命訓練（関係機関・保護者との連携）

救急救命については、だれでも、いつでも行うことができることが重要である。そこで、年度当初の救急救命訓練では、消防署職員による講義、心肺蘇生法訓練を教職員とともに、保護者の参加を得ながら行っている。また、5・6年児童全員が、保健の授業において、心肺蘇生法について実技を含めて学んでいる。

② 交通安全教室（関係機関・保護者との連携）

1・2年児童は安全な歩行・横断歩道の安全な渡り方、3・4年児童は安全な自転車の乗り方について、警察署、交通指導員、保護者の協力のもと、交通安全教室を実施している。

1・2年生は横断歩道では、「右よし、左よし、右よし、わたります」を合言葉として、左右の安全確認を重点的に指導している。3・4年生は実技、筆記テストの後、自転車運転免許証を発行している。実技テストの際には、保護者が採点者となることで、保護者にも安全な自転車の乗り方を周知するよい機会となっている。

③ ヒヤリハットマップの作成（保護者との連携）

学区内における危険箇所について保護者を中心に情報収集を行い、関係機関と連携しながら「ヒヤリハットマップ」を作成した。校内に大型「ヒヤリハットマップ」を掲示するとともに、PTA会報誌に掲載し、子



ども110番の家、防犯ボランティアの方についても各家庭に周知した。これにより、児童、保護者、学校が共に学区内の危険箇所を共通理解することができ、交通事故、防犯等に対する意識の向上に役立っている。

5 研究のまとめ

今まで行ってきた防災教育、安全教育を家庭・地域・関連機関との連携という視点で振り返ることにより、災害など危険等発生時に教職員が適切に対処するために必要な措置について見直すことができた。今後は、各教科及び特別の教科道徳における防災学習についても、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、児童が更に「自助」「共助」の考え方を理解し行動できるような取組を行ってきたい。

研究領域 (Ⅳ) 危機管理
第10分科会 危機対応
研究課題 様々な危機への対応
視点

① いじめや不登校等への適切な対応

提案者 ふじみ野市立亀久保小学校長 村 越 澄 子

1 はじめに

一人一人の児童が、かけがえのない存在として大切にされ、認められているという思いと喜びを実感できる心の居場所づくりが重視されている。本校では、自分の気持ちを伝えたり、他者の気持ちを受け止めたりすることができず、日常の様々な問題を適切に解決できない児童が多い。そのため、友人関係が崩れ、問題行動を起こしたり、いじめや不登校傾向に陥ったりすることもある。また、他者との信頼関係が希薄な傾向も見られ、家庭や地域の教育力の低下などの様々な問題が生じている。これらのことから、児童一人一人が自分の気持ちを伝え合い、互いを理解し、認め合うことのできる対人関係能力を育てる必要があると考える。

このような状況を踏まえ、本分科会の視点として「いじめや不登校を生まない学校づくりの推進」を提案する。

2 地域と学校の概要

ふじみ野は、都心から30キロメートルの首都圏に位置しながらも、豊かな自然が残り、交通の利便性を生かした商品流通業や首都近郊農業などが盛んな街で、人口は約114,000人である。かつて農村地帯だった「ふじみ野市」は、東洋一といわれた霞ヶ丘団地と上野台団地の建設や誘致による企業の進出を契機に、昭和30年代半ばから宅地化がすすみ、人口が急増した。

ふじみ野市の学校数は、小学校13校、中学校6校であり、本市は、「温かい絆で結ばれた郷土ふじみ野」を背負って立つ人材の育成に向けて、地域協働学校を推進している。地域協働学校は保護者、学校、地域の人々を、共に子どもを育て、地域コミュニティを育む「共育」のパートナーとし、学校を新たな学びの公共空間と位置づける新たな取組である。

本校は、ふじみ野駅から徒歩10分ほどの所に位置しており、児童数549人で、通常学級17学級となっている。学区編成され来年度より、丸山・南台地区の児童が本校に在籍するため、児童数が増加する。本校の学区は、4つの自治会で構成されPTAでは、それぞれが亀1から亀5の地区名でよび、地区ごとに資源回収や見守り等をそれぞれで行っている。特に川越街道の旧道ぞいの地区は、古くからPTA会長を務めた方や地元の名士の方が大勢いる。最近では、まわりのマンション等の新興の人たちがPTAの主力として役員活動を行っている。本校の歴史は、42年である。

特色ある取組として、ふじみ野市教委の指導の下、「地域協働学校」(コミュニティ・スクール)を目指している。学校・家

庭・地域が、学校の目標とビジョンを共有し、それぞれの役割や責任を明確にして、学校を核にした地域コミュニティをつくり、共に子どもたちを育てていくことが目的である。来年度の実施にむけて小・中学校と、その保護者や地域関係者が、力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」として、地域と一体となって学校づくりを進めているところである。

3 ふじみ野市の取組

<学校教育課>

(1) ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会

・いじめ未然防止活動の実施

(2) 相談体制の整備

① 市教育相談室いじめ専門窓口

・常住相談員 ・適応相談員

② 各学校に配置されている人員

・スクールソーシャルワーカー ・さわやか相談員

・生徒指導支援員 ・いじめ等対応支援員

③ いじめ・非行防止ネットワーク

(3) 学校教育活動の充実

① 子ども一人一人を確実に伸ばす学習指導の推進に関する指導・助言及び教育環境整備

② 全教育活動における教師の言動・視線に関する指導・助言

③ 生徒指導研究指導校の設置及び研究推進等に関する指導・助言

④ ネットいじめやネットトラブルに関する研修会や指導資料の充実

⑤ 子どもの主体的な活動の支援

・毎年11月「いじめ撲滅強調月間」

・市「子どもサミット」(児童会生徒会代表会)

・市「子どもシンポジウム」(いじめ撲滅発表会)

(4) 教職員の指導力向上

① 生徒指導の研修会・講演会・生徒指導主任会・学級経営研修会の実施

② いじめの未然防止のための特別活動、道徳教育の充実

③ 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用

④ ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会によるいじめの実態把握アンケート調査

⑤ 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

<青少年育成ふじみ野市民会議・子育て支援課>

- ① 少年の主張の工夫(各学校のいじめ根絶のための合言葉、スローガン等の紹介・発表等)

<ふじみ野市民生児童委員協議会連合会>

- ① 登下校の見守り
- ② 学校で行う民生児童委員連絡会の情報共有

<市民総合相談室窓口>

- ① いじめ等の相談があった場合、上福岡相談室、SC、SSWについて紹介
- ② 保護者が不安な場合は、家庭児童相談員と連携

<ふじみ野市PTA連合会>

- ① 登下校の見守り
- ② 学校運営協議会を活用したいじめの実態についての情報共有

4 本校におけるいじめ・不登校対応の具体的な取組

(1) 学校経営方針

目指す学校像 「一人一人をのばし、保護者・地域とともに歩むあったかな学校」

(笑顔・あいさつ・歌声)

(2) いじめ0に向けた取組

- ① 学校いじめ問題対策委員会
 - ・いじめの正確な情報収集と状況の把握
 - ・構成員の役割分担の確認
 - ・ケース会議の実施
 - ・いじめの防止等の対策を実効的に実施
 - ・生徒指導報告会(月例)、なかよしアンケート(各学期)
 - ・ハイパーQ-U (H29.7～) 6年対象
- ② 学級経営の充実 ～いじめの発生を防止するために～
 - ・学級活動の充実 ・道徳教育の充実
 - ・体育科授業の充実(校内研修)
 - ・人間関係づくり(わくわくタイム)
- ③ 子どもの主体的な活動の支援
 - ・「いじめゼロ宣言」「人権宣言」を作成する活動等
- ④ 教職員の資質向上
 - ・校内研修の充実 ・自己申告シート作成面談の活用
 - ・ケース会議での指導 ・報連相の徹底
 - ・日常的な授業参観
- ⑤ いじめ調査の実施
 - ・調査後の迅速な報告 実施日に校長が知る
 - ・調査後の慎重な聴き取り
 - ・保護者への報告と見届け

(3) 不登校への対応

- ① 欠席状況の把握
 - ・欠席理由を信頼しない ・直接話をすることの徹底
- ② 生徒指導部会、運営委員会での情報共有

③ 家庭訪問の充実

- ・2日欠席したら家庭訪問

④ あったかな学級づくり

- ・道徳教育を軸に全教育活動による心の教育の推進
- ・認め励まし、自信をつけることを基本に個性を生かす学年、学級経営の推進
- ・各行事に主体的に参加さ、達成感・成就感を味わわせる(学級活動の充実)
- ・特別支援教育の視点にたった指導、支援の充実

(4) 学校応援団の取組 ～児童の居がいを高め～

- ・スタディ隊<仮称>(学習支援) H30, 7より
- ・見守り隊(登下校の見守り活動)
- ・花組(環境整備活動)
- ・よむレンジャー(読み聞かせ等) ・おやじの会

(5) 事例1(いじめ) 6年

- ・外国の児童A生活習慣の違いによる、風呂に入らないための髪の毛のべたつき、におい等からいじめに発展した。家庭はすべて英語で会話。父は無職。コミュニケーションがとりづらい。

→「子育て支援課」を交えて、両親と日本語指導担当を介して面談。生活環境改善のため、家庭の支援を開始することになった。

(6) 事例2(不登校) 5年

- ・児童B ゴールデンウィーク明けから、不登校傾向。4年までは親とともに学校に登校していたが、5年になってから、両親の方針が変化し、無理に登校しないようになった。

→管理職・養護教諭・担任、保護者との面談3回。

現在、保健室登校。全日学校にいたことが難しいので、1日2～3時間。毎日、必ず顔を見せることを約束し、欠席しないようにしている。

6 おわりに

本校では「地域協働学校」を推進するにあたり、保護者・地域の方々の協力は欠かせない。いじめは学校内だけでなく、学校外でも起こりうる。また、不登校のきっかけも同様である。

子ども同士・保護者・地域同士・教師同士の3つの和(輪)があって、保護者・地域から信頼されたいと考える。そして、正しい情報を3S(スピード・正確・誠意をもって)に伝えることは、さらに信頼を高めることである。

全ての子どもたちに支援の手をさしのべ、望ましい成長を図るためには、指導力のある教員の配置や当該児童の保護者の理解など、課題が山積している。今後も行政組織と協働して「地域協働学校」を推進し、学校教育に対する信頼の獲得をめざしていきたい。

研究領域 (IV) 危機管理
第10分科会 危機対応
研究課題 様々な危機への対応
視点

② 高い危機管理能力をもつ組織・体制づくり

提案者 羽生市立井泉小学校長 鳥海 一 寿

1 はじめに

学校は安心・安全に学べる場でなくてはならない。そのための危機管理として、日頃から危険を予測し、未然の防止策を講じ、事件・事故が発生した場合は、児童の安全確保と被害を最小限に抑止することが重要である。さらに、再発防止に向けて誠意ある取組をしなくてはならない。そのためには、全教職員が常に危機意識を強くもち、最悪を考え、慎重に、素早く、誠実に、組織で対応できる体制づくりが重要である。

2 本校の概要

本校は、児童数349名、学級数14、県費負担教職員数22名の小規模校である。羽生市の北東部に位置し、北には利根川が流れ、自然豊かな環境の地域にある。近年住宅が増えており、地域の人口は微増傾向にある。昨年度まで県教委委嘱の道德の研究に取り組み、児童は比較的落ち着いて学習や生活に取り組んでいる。保護者や地域住民は学校の教育に対して協力的であり、昨年度からコミュニティ・スクールとして、地域と共に歩む学校づくりを推進している。

3 本校の危機管理上の課題

本校校長として3年目になるが、幸いなことに大きな事故や問題がなく学校経営を進めている。これは、本校の教職員が児童のことを第一に考えて日頃の指導や職務を遂行している成果である。しかし、本校の実態から次のような点が危機管理上の課題である。

(1) 児童のトラブル・けがへの対応

経験年数の少ない若い教職員が増え、児童のトラブル・けがに対しての対応が不十分な場合が見受けられる。不十分な対応は保護者が学校に対して不信感を抱く原因となる。

(2) 交通事故・不審者への対応

本校では幸い大きな交通事故は発生していない。しかし、学区内には大きな幹線道路があり、児童の道路の歩き方などに課題がある。また、不審者情報について保護者から心配する声が寄せられている。

(3) 自然災害への対応

近年、地震や豪雨など自然災害への危険性が高まっている。特に、本校学区には利根川や小さな河川が流れており、豪雨時に水害の危険性がある。

(4) 教職員の事故防止

教職員が事故を起こせば、学校の信頼は失われる。どの学校でも教職員事故は起こりうると考え事故防止の意識を高める必要がある。

4 課題解決のための方策

(1) 教職員の危機管理への意識と対応力を高める体制づくりを推進する。

(2) 家庭・地域・関係機関と連携した危機管理体制づくりを推進する。

(3) 教職員の事故防止の意識を高める取組を推進する。

5 危機管理上の課題解決に向けた取組

(1) 生徒指導体制の充実

① 生徒指導委員会での情報共有

・月1回の生徒指導委員会で課題のある児童の状況を報告して全職員が共通理解し、全職員で指導する体制づくりをしている。

② 組織的な指導体制づくり

・児童のトラブルについては、担任だけでなく、管理職、生徒指導主任、学年主任が連携して問題解決の対応をしている。若手教員が経験ある教員から対応の仕方を学ぶ機会とする。

(2) 緊急事態発生時の対応

① 危機管理マニュアルの見直しと内容確認

・年度当初に危機管理マニュアルを見直し、全教職員で緊急事態発生時の対応の仕方を再確認した。大きなけがの場合は、躊躇することなく救急車を要請することを確認した。

② 不審者対応の避難訓練の実施

・警察署と連携して、不審者が学校に侵入した場合の避難訓練を実施した。教職員の動きや不審者への対応の仕方を確認する機会となった。

③ 竜巻発生時を想定した避難訓練の実施

・竜巻が発生した場合の避難訓練を実施し、どのように身を守るか、児童と教職員が体験することができた。

(3) 交通安全指導の充実

① 一斉下校の下校指導、登校指導の継続

・月1回の一斉下校時には、安全教育主任から

具体的な交通安全指導を行い、全教職員で下校指導している。月1回の登校指導では、児童の登校の状況を確認して指導に活かす。

② 教職員による通学路点検の実施

- ・5月の家庭表札訪問にあわせて、教職員による通学路の点検を実施した。交通安全・不審者の両面から危険箇所を確認して、市へ改善を依頼した。

(4) 家庭（PTA）と連携した取組

① アスカモデル救命講習会

- ・PTA役員、6年児童、教職員が参加して、消防署の署員から心肺蘇生法を学ぶ救命講習会を実施した。6年児童は消防署の救急隊がどのように救命するのかを見た後、心肺蘇生法を体験した。



② 集中豪雨時の児童引き渡し訓練

- ・本年度は集中豪雨で児童を保護者に引き渡し訓練を実施した。保護者が自動車迎えに来て、体育館で引き渡す場合のシミュレーションをすることができた。



③ PTA学区内安全パトロールの実施

- ・週3回、児童の下校時間にあわせて保護者による学区内パトロールを実施している。パトロール後に下校の様子や通学路の状況等について、報告してもらっている。

(5) 地域・関係機関と連携した取組

① 一斉下校時の見守り活動

- ・地域の高齢者による益壮会の役員が、一斉下校時に各方面別に児童と一緒に歩いて見守り活動をしている。交通安全、不審者の両面から協力してもらっている。



② 学校運営協議会による情報交換

- ・コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を開催して情報交換をしている。地域での児童の様子について様々な情報をもらい、学

校運営の改善に活かしている。特に、通学路の危険箇所、児童の登下校の様子が話題になり、具体的な指導に役立っている。



③ 羽生警察署と連携した取組

- ・毎年、交通安全教室を実施し、児童の交通安全意識を高めている。また、夏季休業前の終業式には、駐在所の警察官から、不審者や水の事故防止について話をしてもらった。

(6) 教職員の事故防止に向けた取組

① 倫理確立委員会の充実

- ・月1回倫理確立委員会を開催し、職員事故の事例紹介、事故防止に向けた話合いや研修を実施している。

② 事故防止標語の作成

- ・教職員事故防止強化月間にあわせて、教職員一人一人が事故防止の標語を作成した。作成した標語は内容に関係する場所に掲示して、事故防止の意識化を図っている。

6 成果と課題

- ・児童のトラブルや問題が発生した場合は、教職員が、報告・連絡・相談しながら迅速に組織で対応している。保護者からの苦情は少ない。
- ・非常時・災害時の訓練を行うことで、教職員がどのように行動して対応するかを理解することができた。
- ・家庭と連携した取組により、保護者の危機管理や学校に協力する意識が高まっている。
- ・地域と連携した取組により、児童を地域で見守り、育てる意識が高まっている。
- ・職員の事故防止については、油断することなく、繰り返し意識化を図っていく。
- ・熱中症対策など、新たな課題に対して、適切な対策を検討して準備する必要がある。
- ・事件・事故は、いつ発生するか分からない。今後も、いざという時に、管理職が適切な判断をして、組織で迅速かつ誠実な対応ができるような体制づくりをしていく。